

# 奈良県警察障害者活躍推進計画

令和 8 年 4 月  
奈良県警察本部長

## 第 1 背景・趣旨

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第7条の3の規定に基づき、奈良県警察障害者活躍推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものである。

引き続き、推進計画に基づき、奈良県警察で働く障害者（法第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）が職業生活において活躍するための職場環境の整備等の取組を一層推進していくこととする。

## 第 2 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日までの間

## 第 3 目標

### 1 採用に関する目標

毎年の任免状況通報等により障害者数を正確に把握し、実雇用率を各年度当該年 6 月 1 日時点の法定雇用率以上とすることを目標とする。なお、法定雇用率は2.8%であるが、令和 8 年 7 月 1 日から3.0%に引き上げられる。

#### 【参考】

県警察における実雇用率

令和 7 年 6 月 1 日時点 : 3.49%

### 2 定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。

## 第 4 取組内容

### 1 障害者の活躍を推進する体制整備

#### (1) 組織面

##### ア 障害者雇用推進者

法第78条第1項の規定により選任することとされている障害者雇用推進者として、警務部長を選任する。

##### イ 障害者雇用推進体制

法定雇用率の達成や障害のある職員が活躍できる職場環境の整備等に関しては、警務部警務課（以下「警務課」という。）が中心となり、必要に応じ、他の関係課（会計課、施設装備課、厚生課及び警察学校）等がこれに協力するものとする。

警務課は、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを

行うとともに、推進計画に基づく各種取組の実施状況について取りまとめ、毎年度1回公表するものとする。

## (2) 人材面

### ア 障害者職業生活相談員の選任

法第79条第1項の規定による障害者職業生活相談員は、奈良労働局が開催する資格認定講習を受講した職員の中から選任する。

### イ 相談窓口の整備等

法第79条第1項の規定による障害者職業生活相談員の選任に加え、障害者である職員が相談しやすく、かつ、その相談に応じ適切に指導を行うことができるよう、警務課に相談窓口を整備する。また、当該窓口を、障害者である職員に確実に周知する。

### ウ 人材の育成

組織全体の障害者雇用に関する知識と理解を深めるため、全職員に対し、奈良労働局を始めとした関係機関が開催する各種講座の受講案内を行い、参加者を募る。

## 2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・及び創出

現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望を踏まえ、年1回以上、組織内アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行うほか、新規採用時や部署異動時等に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかについて点検する。

## 3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

### (1) 職務環境

障害特性に配慮した作業施設・福利厚生施設等（多目的トイレ、スロープ、エレベーター等）の整備を始め、アンケートや面談等により障害のある職員の要望を把握し、継続的に必要な措置を講じる。

### (2) 募集・採用

採用選考試験の実施に当たっては、個々の障害特性に配慮した選考方法を工夫するとともに、以下の取扱いを行わない。

ア 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する

イ 自力で通勤できることといった条件を設定する

ウ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する

エ 就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられることといった条件を設定する

オ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する

### (3) 働き方

ア 障害者である職員が、自らの希望や障害特性等に応じ、無理なく、かつ、安定的に働くことができるよう、柔軟な勤務制度について検討するとともに、ここの職員の実情に応じた働き方を支援する。

イ 時間単位の年次休暇や病気休暇等の各種休暇の積極的な利用を促進する。

### (4) その他の人事管理

ア 中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）につい

て、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮等の取組を行う。

イ 本人が希望する場合には、厚生労働省発行にかかる「就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。

#### 4 その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。